

# 愛媛県下水道協会規則

## (名称)

第1条 本会は、愛媛県下水道協会（以下「県協会」という。）と称する。

## (事務所)

第2条 県協会の事務所を第6条に規定する会長所在の市町内に置く。

2 前項の事務所は、第8条に規定する会長職務執行者が選任された場合においても、後任の会長が選任されるまでこれを変更しない。

## (目的)

第3条 県協会は、中国四国地方下水道協会の県支部及び公益社団法人日本下水道協会の連携団体として、愛媛県内における下水道排水設備工事責任技術者（以下「責任技術者」という。）の資格認定に関する業務を行うとともに、下水道に関する調査研究を行い、下水道に関する知識の普及並びに下水道事業の健全な発達を図り、もって、公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

## (事業)

第4条 県協会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 下水道事業の経営に関する調査研究
- (2) 下水道事業の技術に関する調査研究
- (3) 責任技術者の資格認定
- (4) 研究会、研修会、講習会、講演会等の開催
- (5) 下水道の施策に関して関係官庁その他の各種機関への提言、要望、陳情等
- (6) 県協会の目的に適合する団体との連絡及び協力
- (7) 下水道事業に関する普及啓発
- (8) その他県協会の目的を達成するために必要な事業

## (会員)

第5条 県協会の会員は、正会員及び賛助会員とする。

2 会員の資格は、次の各号に規定するとおりとする。

- (1) 正会員 愛媛県内で県協会の目的に賛同して入会した、下水道事業を実施し、又は計画中の団体
- (2) 賛助会員 下水道事業に密接な関係があり、県協会の目的達成に賛助協力する者
- 3 賛助会員として県協会に入会しようとする者は、入会の意思を書面で会長に提出し、第13条に規定する幹事会の決定を経て入会が認められるものとする。
- 4 賛助会員は、会長に退会届を提出して、任意に退会することができる。

## (役員)

第6条 県協会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 幹事 若干名
- (3) 会計監事 2名

2 会長、幹事及び会計監事は、県協会総会（以下「総会」という。）において選任する。

3 会長、幹事及び会計監事の任期は2年とし、その終期は、任期満了の年の定例総会終結の日とする。ただし、再任は妨げない。

4 会長、幹事及び会計監事は、相互にこれを兼ねることができない。

5 幹事及び会計監事に欠員を生じたときは、補欠者を選任する。ただし、会長において業務執行上支障がないと認めたときは、改選期までこれを行わないことができる。

6 前項により、選任された幹事及び会計監事の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員の職務)

第7条 会長は、県協会に属する会務を掌理し県協会を代表する。

2 会長及び幹事は、幹事会を構成し重要会務を審議する。

3 幹事は会長に事故あるとき(欠けたときを除く。)は、幹事会において、あらかじめ定めた順序により、その職務を代理する。

4 会計監事は、県協会の会計を監査する。

(会長職務執行者)

第8条 会長が欠けたときは、すみやかに幹事会において会長職務執行者を選任するものとし、会長職務執行者は後任の会長が選任されるまでの間、会長の職務を行うものとする。

2 前項の場合において幹事会の招集は、あらかじめ会長が指定した幹事(以下「代表幹事」という。)が行うものとし、代表幹事は会長職務執行者を選任したときは、直ちにその氏名を中国四国地方下水道協会に報告するものとする。

(役員選任の報告)

第9条 役員を選任したときは、会長は、直ちにその氏名を中国四国地方下水道協会会长に報告するものとする。

(顧問)

第10条 県協会に顧問を置く。顧問は、愛媛県をもって充てる。

(会議の種類)

第11条 県協会の会議は、総会及び幹事会とする。

(総会)

第12条 総会は、定例総会及び臨時総会とする。

2 総会は、規則の制定、改廃、予算の議決、決算の承認、その他事項を審議し、又は、議決する。

3 定例総会は、年1回開催する。

4 臨時総会は、正会員の3分の1以上から目的を示して請求があったとき、又は、会長が必要と認めたとき開催する。

5 急を要するもので総会を開くことができない場合は、書面会議の方法によって総会の議決に代えることができる。

6 総会は、正会員をもって構成する。

(幹事会)

第13条 幹事会は、会長が必要と認めたとき開催する。

(会議の招集及び議長)

第14条 会議は、会長がこれを招集する。

2 総会の議長は、開催地正会員の代表者とし、幹事会の議長は会長とする。

(議案)

第15条 会長は、会議に提出しようとする事項を会議5日前までに通知するものとする。

ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

(議事の決定)

第16条 総会は、正会員の2分の1以上が出席しなければ開くことができない。

2 総会の議事は、出席正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。ただし、この規則を変更するときは、3分の2以上の同意がなければならぬ。

3 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって採決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

4 前項の場合による本条第1項及び第2項の規定の適用については、その正会員は出席したものとみなす。

(財産の構成)

第17条 県協会の財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 会費
- (2) 事業に伴う収入
- (3) 交付金
- (4) 寄付金
- (5) 財産から生じる収入
- (6) その他の収入

(会費)

第18条 正会員は、次の基本額、調整額、本部規定額の合計額を毎年度会費として納入しなければならない。

- (1) 基本額 10,000円
- (2) 調整額は、人口割とする。

市町人口	金額
3万人未満	5,000円
3万人～5万人未満	12,000円
5万人～10万人未満	20,000円
10万人～20万人未満	35,000円
20万人以上	110,000円

(3) 本部規定額は、中国四国地方下水道協会が定める額とする。

2 賛助会員は、前項第1号の基本額を毎年度会費として納入しなければならない。

(会費の納期)

第19条 前条の会費は、請求後速やかに納入しなければならない。

2 年度中途で入会又は退会してもその年度の会費は、納入しなければならない。

(会計年度)

第20条 県協会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

(事務局の設置)

第21条 県協会の事業を執行するために、事務局を設置する。

- 2 事務局に事務局長その他必要な職員を置く。
- 3 事務局長は、会長所在の市町職員とする。
- 4 会長は、事業の執行を事務局長に専決させる。

(委任)

第22条 この規則の施行に関し、必要な事項は、幹事会に諮り、会長が別に定める。

附 則

(施行)

- 1 この規則は、平成23年7月1日から施行する。ただし、第18条第1項第2号の調整額は、平成23年度会費から適用する。

(経過措置)

- 2 この規則の改正の際、日本下水道協会愛媛県支部の役員であった者は、「支部長」を「会長」に読み替え、愛媛県下水道協会の役員とみなし、その任期を引き継ぐものとする。

附 則

(施行期日)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。